

## 小規模事業者事業継続給付金及び休業要請協力金の支給状況

令和2年5月26日  
商工観光労働部

### 【小規模事業者事業継続給付金】

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年1～4月のいずれかの売上が前年同月と比べ、75%以上減少している経営環境が厳しい小規模事業者に対し、一律20万円の給付金を支給。

(申請期間) 6月30日(火)まで  
(受付先) 県内の商工会議所、商工会

(5月21日現在)

申請書受付件数	支給済件数	支給額
4,080件	3,182件	6億3,640万円

※ 支給先で最も多いのが飲食業で約53%、次いでサービス業の約16%となっている。

### 【休業要請協力金】

新型インフルエンザ等対策特別措置法による県の休業要請に応じた施設(スナック、バーなどの遊興施設やパチンコ店などの遊技施設)を運営する事業者に対し、一律10万円の協力金を支給。

(申請期間) 6月30日(火)まで  
(受付先) 県商工観光労働部

(5月25日現在)

申出書受付件数	支給済件数	支給額
1,844件	1,140件	1億1,400万円

※ 支給先のほとんどが、スナック、バーなどを運営する事業者である。